

事務連絡
令和3年1月20日

審査請求人 遠藤 保男 殿

「再々弁明書の送付及び再々反論書等の提出について」の送付について

令和元年7月3日付けで提起されました審査請求に対して、処分庁である長崎県収用委員会から弁明書の提出がありましたので、別添のとおり副本を送付致します。

また、審査請求人は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第30条第1項に規定する反論書及び同法第32条第1項に規定する証拠書類等を提出することができますので、提出される場合は令和3年2月22日まで（当日消印有効）にご提出願います。（反論書等に様式はございませんので、ご自由に記載いただいて構いません。また、反論書は正本と副本を送付願います。）ただし、期日までに提出がなされない場合は、提出の意思がないものとして審理手続を進めることとなりますので、念のため申し添えます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡願います。

お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室

【担当】 灘野・黒木

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話：03-5253-8111（代表）

FAX：03-5253-1546

令和3年1月20日

審査請求人 遠藤 保男 殿

審理員 二井 俊充

再々弁明書の送付及び再々反論書等の提出について

令和元年7月3日付けで貴殿から提出された、長崎県収用委員会が令和元年5月21日付けでした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第29条第5項の規定により、別添のとおり再々弁明書（副本）を送付します。

また、法第30条第1項の規定により再々弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には、正副2通を令和3年2月22日までに、法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には令和3年2月22日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっており、これらの者による閲覧の請求があった場合、審理員が証拠書類等の閲覧等を行うことについて、貴殿の意見を聴取することとなります。その際、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

副本

再々弁明書

31長収委 第18号
令和2年12月9日

審理員 二井 俊充 様

長崎県収用委員会 会長 梶村 龍太



審査請求人遠藤保男外 104 人から令和元年 7 月 3 日付けで提起された、当委員会が令和元年 5 月 21 日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決(以下「本件処分」という。) に対する審査請求において、審査請求人らが本年 10 月 9 日付けで提出した再反論書(以下「再反論書」という。) に対し、下記のとおり再々弁明します。

記

1 「3. 再弁明書への反論」に対する認否

- (1) 再反論書の 3.の 3)の 2.中、「事業認定から 6 年も遅れて本件収用明渡裁決を行なう際には、公益性が維持されているのかを審査する必要があった。収用明渡裁決を行なう時点では、とりわけ水需要の状況は大きく乖離して利水目的が喪失していた。この事実を確認することなくなされた本件収用明渡裁決は違法であり、取り消さねばならない。」とする部分は争う。
- (2) 再反論書の 3.の 3)の 2.中、「事業認定後の計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務が収用委員会に課せられているにもかかわらず、長崎県収用委員会はその義務を果たしていない。」とする部分は争う。
- (3) 再反論書の 3.の 3)の 2.の②中、「本件収用明渡裁決は事業認定時とその後の計画変更時の諸々の状況の変化を考慮することなくなされたことは明らかであるから、本件収用明渡裁決は法第 47 条若しくは第 1 条・第 2 条に違反する。」とする部分は争う。
- (4) 再反論書の 3.の 3)の 2.の②中、「本件にかかる収用明渡裁決がなされた 2019 年 5 月 21 日時点において、①2012 年度水需要予測が実態と大きく乖離していること、②2012 年水需要予測で用いられていた手法の誤り等を理由とした事業認定取消を求める審査請求で国は未だにその裁決を出していないこと、③ ②と同じ争点で事業認定取消訴訟が行われていること、を長崎県収用委員会は承知しているのが当然である。」とする部分は否認する。これらの事実は収用委員会の審理に関係のない事項であり、当委員会はその詳細を承知していない。審査請求人らの主張は思い込みによるものに過ぎない。

- (5) 再反論書の 3.の 3)の 2.の②中、「このような状況を十分承知しながらの収用明渡裁決は、「起業者長崎県と佐世保市に行政代執行の道を開く役割しか果たさないことを承知の上であった。」と見なさざるを得ない。」とする部分は争う。当委員会は、土地収用法（以下「法」という。）の規定に基づいて裁決を行なったもので、審査請求人らの主張は思い込みによるものに過ぎない。
- (6) 再反論書の 3.の 3)の 2.の②中、「本件に関わる収用委員会公開審理においては、「事業認定内容については収用委員会は扱わないとして、地権者側からの問題審理を拒否したのである。」とする部分は否認する。本件処分に係る審理で、出席した土地所有者からは事業計画に対する発言はなかった。
- (7) その余の事実主張については否認ないし不知。その余の法律上の主張又は意見については争う。

- 2 「4. 佐世保市の水需要予測の問題点についての論考」についての認否
全て不知。この件は収用委員会の審理に関係ない事項である。

3 本事件に対する意見

(1) 事業計画の適否の判断に係る収用委員会の立場

- ア これまでも述べてきたように、法上、事業計画は事業認定庁が事業認定において審査すべき事項とされており、事業認定庁がなした事業認定処分の適否について、収用委員会は、審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負うから、仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取り消されるまでは、事業認定を有効として裁決事務を執行する義務を負っている。

つまり、収用委員会にとって、事業計画に係る事項については、審理に関係ない事項であり、その詳細について確認する必要はない。

- イ 他方、法第 47 条は、「申請に係る事業計画が事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画（以下「事業認定に係る事業計画」という。）と著しく異なるとき」は却下の裁決を行なうことを義務付けていることから、収用委員会は、申請に係る事業計画が事業認定に係る事業計画と異なる場合、その変更内容が同条第 2 号の「著しく異なるとき」に該当するかどうかを判断する必要がある。

この場合、収用委員会は、変更内容を確認し、その内容から見て、事業認定庁が事業認定の際になした公益性等の判断に異同を及ぼすものかどうかを勘案して判断すれば足りるものであり、事業認定庁が行うような事業計画をゼロベースで審査し、事業の公益性を判断するまでの必要はない。

(2) 反論書の「収用委員会に対する質問・要請」に対する回答

審査請求人らが再反論書において、反論書における「収用委員会に対する質問・要請」の項目について回答を求めているので、次のとおり回答する

ア 再反論書の3.の2)の1.の事項に対する回答

(ア) 四角囲いの①について、委員会としては何れも承知していない。

(イ) 四角囲いの②について、上記(ア)により回答不要

(ウ) 四角囲いの③について、「上記①から⑩の事実」に関する主張は何れも収用委員会の審理とは関係ない事項である。当委員会としては、裁決を取り消す理由はないから、裁決は取り消さない。

(エ) 四角囲いの④について、「説明行為はなかった」ということである。審査請求人からはそのような問い合わせを受けたという記録はない。

(オ) 四角囲いの⑤について、長崎県土木部用地課によると台帳が残っている昭和45年度から令和元年度までの50年間で、石木ダムを除く県事業の実績は、事業認定を受けたものが115事業、このうち、裁決申請をしたものが44事業64件である。このうち、取り下げが23件、和解が2件で、裁決に至ったものが39件である。また、代執行請求したものが7件、代執行に至ったものが5件である(2件は取り下げ)。

イ 再反論書3.の2)の4.の事項に対する回答

これらの事項は、収用委員会の審理に関係のない事項であり、その事実について当委員会は承知していない(不知)。また、審理に関係のない事項については、当委員会は、何ら判断しておらず、意見を述べる立場にない。

なお、別添の「検証 佐世保市の需要予測に見る「水源確保のための余裕」の変遷」及び「佐世保地区水道の負荷率・1日最大給水量の統計学的考察」について、何れも収用委員会の審理に関係のない事項であり、記載されている内容について当委員会は事実関係については確認していない(不知)し、又意見を述べる立場にはない。

ウ 再反論書3.の2)の5.の事項に対する回答

(ア) 審査請求人らは、長崎県収用委員会が本件収用明渡裁決において事業認定取消訴訟を裁決の判断材料として使った理由を明らかにするよう求めているが、そのような事実はない。裁決書では事業認定取消訴訟については何ら触れていない。

なお、当委員会の弁明書は、4の(2)ウで事業認定取消訴訟について触れているが、それは、事業認定処分の適否は事業認定処分に対する審査請求及び取消訴訟において判断されるべきところ、本件事業認定処分の適否は、既に審査請求及び取消訴訟において争われており、本件審査請求で事業認定処分の適否について判断を求める意味はないから、裁決処分の違法性の有無を判断する本件審査請求においては、事業認定処分の違法を理由として本件処分の取消しを求めることはできない旨を主張する中で、長崎地方裁判所において平成30年7月9日に第1

審判決があったことを説明し、併せてその判旨を紹介したものに過ぎない。

- (イ) 審査請求人らは反論書 3.の 2)のイの 4.の「事業認定取消訴訟判決」に記載されている事実と要請に対する認否と意見を明確な根拠を付して明らかにするよう求めている。

この件について、事業認定取消訴訟で争われた内容は、収用委員会の審理に関係ない事項であるから、収用委員会は争われた内容について承知していない。また、収用委員会は、事業認定処分の適否について意見を述べる立場にない。

エ 再反論書の 3.の 2)の 6.の事項に対する回答

審査請求人らは、反論書 3.の 2)のウの「本件・収用明渡を扱った収用委員会成り立ちの問題」に記載された事項について事実関係の認否と意見を求めているので次のとおり回答する。

- (ア) 審査請求人らの主張は、詰まるところ、当委員会が公正ではないとの主張のように窺える。

当委員会の委員は、法第 52 条の規定に基づき、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることのできる者のうちから、長崎県議会の同意を得て、長崎県知事により任命されている。各委員は、自己の思いは思いとして、各収用事件において、法に基づき是々否々に公正な判断を行っており、当委員会が公正でないとする審査請求人らの主張は、単なる思い込みによるものに過ぎない。

- (イ) 上記「本件・収用明渡を扱った収用委員会成り立ちの問題」において記載されている事実のうち、①当委員会の弁明書において、事業認定取消訴訟長崎地方裁判所判決文中 2 箇所から引用していること、②長崎新聞の記事の部分、③法第 52 条第 3 項及び 55 条第 1 項の規定に関する部分は認めるが、その余は審査請求人の憶測によるものであるから否認する。

- (ウ) なお、不適切な発言をしたとの新聞報道がなされた委員の任期は平成 24 年 10 月から平成 27 年 10 月までであり、当該委員は、本件処分には一切関与していない。

(3) 再反論書における審査請求人らの意見に対する反論

ア 審査請求人らは、「事業認定から 6 年も遅れて本件収用裁決を行なう際には、公益性が維持されているかの審査をする必要があった。裁決時では、とりわけ水需要の状況は大きく乖離して利水目的が喪失していた。この事実を確認することなくされた本件収用明渡裁決は違法である」旨主張する。

しかしながら、①却下の裁決について規定している法第 47 条の規定は裁決の申請を対象とするものであって、仮に審査請求人の主張するとおり、裁決時に水需要の状況が大きく乖離して利水目的が喪失していたとしても、収用委員会は、同条に

規定する要件の一に該当しない以上、却下の裁決は行なえず、法第47条の2の規定によって、収用又は使用の裁決をしなければならないこと、②法には審査請求人らが主張するような、裁決時において公益性が維持されているかどうかについての収用委員会の確認義務を定めた規定はないことから、裁決時に利水目的が喪失していた事実を確認することなくした本件収用明渡裁決は違法とする審査請求人らの主張は失当である。

イ 審査請求人らは、「事業認定後の計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務が収用委員会に課せられているにもかかわらず、長崎県収用委員会はその義務を果たしていないから裁決は違法である」旨主張している。

しかしながら、以下のとおり、当委員会は変更後も事業認定庁が判断した公益性が維持されていることを確認したものであり、当委員会が計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務を果たしていないとする審査請求人らの主張は事実と反したものであるから失当である。

(ア) 27長収第1号乃至第7号事件に関し、平成28年5月11日付けで起業者から事業計画の変更（完成時期を平成29年3月から平成35年3月に変更）を内容とする裁決申請書等の一部変更の意見書が提出された。また、同日に提出された裁決申請書（28長収第1号乃至第30号）においても、添付の事業計画書の完成時期は平成35年3月とされていた。

通常、工期の延長は、法第47条第2号の「著しい変更」には該当しないものとされているが、本件の場合、工期の延長が6年に及ぶことから、事業計画の変更が「著しい変更」に当るか否かを審査するため、起業者に対し審問を行うこととした。

(イ) 平成28年7月20日に起業者に対して、①今回の事業計画の変更の概要、②事業の完成時期の変更が事業認定の際事業認定庁が判断した公益性にどう影響するのか、③工期延長が現在審理中の案件（37件）の収用対象地の工事の時期にどう影響してくるのかの3点について審問を行った。

その結果、当委員会は、今回の工期延長を行っても事業認定庁が判断した事業の公益性（利水でいえば佐世保市において日量40,000立法メートルの安定水源が確保され、民生の安定に寄与すること）は維持されることを確認し、法第47条第2号の「著しい変更」には該当しないと判断したものである。

ウ 審査請求人らは、「本件収用明渡裁決は事業認定時とその後の計画変更時の諸々の状況の変化を考慮することなくなされたことは明らかであるから、本件収用明渡裁決は法第47条若しくは第1条・第2条に違反する」旨主張している。

しかしながら、法は、収用委員会に事業認定時とその後の計画変更時の諸々の状況の変化を考慮してまで裁決することを課しておらず、そのような規定は法に存しないことから、本件収用明渡裁決は事業認定時とその後の計画変更時の諸々の状況

の変化を考慮することなくなされたことは明らかであるから、本件収用明渡裁決は法第 47 条若しくは第 1 条・第 2 条に違反するとする審査請求人らの主張は失当である。

(4) まとめ

上記(3)で述べたとおり、本件処分取消しを求める審査請求人らの主張は何れも失当であり、本件審査請求は、理由がないから、棄却されるべきである。